

## 府中町総合教育会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が本町の教育の課題及び目指すべきあり方を共有し、相互に連携して円滑な教育行政を推進するため、府中町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 総合教育会議の所掌する事務は、法第1条の4第1項に規定する事項とする。

## （構成員）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

## （会議の招集）

第4条 総合教育会議の会議（以下単に「会議」という。）は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

## （意見聴取）

第5条 町長は、会議で協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下「関係者等」という。）から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、会議で協議を行うに当たって必要があると思料するときは、関係者等からの意見聴取の実施を、町長に求めることができる。

## （会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

## （議事録）

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表する。

2 町長は、前条ただし書の規定により公開しないこととした部分については、議事録を公表しないことができる。

## （調整結果の尊重）

第8条 町長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整を行った事項について、その調整した結果を尊重しなければならない。

## （庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

## （委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合

教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。